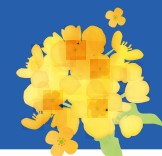


第2期 松田町こころの健康対策事業計画 (第2期 松田町自殺対策計画) とは…



この計画は、国が策定している「自殺総合対策大綱」及び神奈川県「かながわ自殺対策計画」の理念を基本とし、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて策定した市町村自殺対策計画です。

自殺はどの年代でも起こりうる問題であり、個人的な問題として捉えられるものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとしての対策が必要です。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携と、悩んでいる人が孤立しないための地域づくりが必要なため、松田町では松田町地域福祉計画と一体的に策定し、他の関連計画等との整合性を図っていきます。

計画の期間 【第2期計画】 令和6年度～令和10年度

取り組み

- ゲートキーパー養成研修
- 基幹相談支援センター等の各種相談支援
- 自殺予防リーフレット配布
- 子どもの居場所づくり 等
- 自殺対策強化月間、予防週間において相談啓発

第2期 松田町成年後見制度利用促進計画とは…



この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する計画であり、第23条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

誰もがその人らしく暮らし続けられるような地域づくりのためには、成年後見制度の利用はその重要な手段のひとつであり、地域住民の生活を支える、保健、医療、福祉、教育、労働などその他の関連施策との連携が必要なため、松田町地域福祉計画と一体的に策定し、他の本町の関連計画等との整合性を図っていきます。

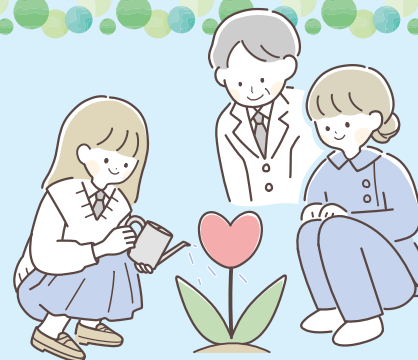
計画の期間 【第2期計画】 令和6年度～令和10年度

取り組み

- 成年後見制度利用支援体制の充実（制度の周知と啓発、あしがら成年後見センターの推進）
- 地域における権利擁護の担い手支援（後見人等への支援の拡充、法人や市民後見の育成、支援）
- 成年後見制度の利用が困難な人への支援（申立て者がいない、後見報酬の支払いなどの支援）
- 権利擁護にかかる地域連携ネットワーク体制づくり

ひろがる「地域茶の間活動」松田町の地域茶の間活動とは…

地域の方が誰でも気軽に集まれる場として、地域集会施設などを拠点に自発的に運営、参加して様々なレクリエーションなどを行っています。それぞれの地域で活動方法は違いますが、『誰でも気軽に集まれて、地域が助け合えるネットワークなどの「ふれあいづくり」の意識を高めること』を共通目的としています。



自助

【町民一人ひとりの取り組み】

- ◆介護予防
- ◆生きがいづくり
- ◆健康づくり
- ◆自分でできること



互助

【地域での取り組み】

- ◆ご近所のたすけあい
- ◆ボランティア活動
- ◆見まもり など



町、社会福祉協議会もサポートします

共助

【事業所等の取り組み】

- ◆医療保険サービス
- ◆介護保険サービス など

公助

【行政の取り組み】

- ◆行政の福祉サービス
- ◆人権擁護、虐待対策 など

編集・発行

松田町福祉課

〒258-8585
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
電話 0465-83-1226

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

〒258-0003
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地2
松田町健康福祉センター
電話 0465-82-0294

第4次 松田町ふれあい計画 ダイジェスト版

- 第4期 松田町地域福祉計画
- 第6期 松田町地域福祉活動計画
- 第2期 松田町こころの健康対策事業計画
- 第2期 松田町成年後見制度利用促進計画



令和6年3月

松田町
松田町社会福祉協議会

松田町ふれあい計画とは…

住み慣れた地域でだれもが安心して自分らしく暮らせるという地域福祉の理念を踏まえ、ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町を目指した地域福祉の計画です。地域住民、町、社会福祉協議会、関係機関の方々が協働し、ささえあいのある地域が実現できるよう、平成21年度から町（地域福祉計画）と社会福祉協議会（地域福祉活動計画）が一体的に計画を作り、令和6年度より第4次松田町ふれあい計画として策定しました。

計画の期間

【第1次計画】平成21年度～平成25年度

【第2次計画】平成26年度～平成30年度

【第3次計画】平成31年度～令和5年度

【第4次計画】令和6年度～5年間



松田町の各種計画との関係性

松田町総合計画

松田町ふれあい計画

地域福祉計画

こころの健康対策事業計画

成年後見制度利用促進計画

整合を図る

介護保険事業計画
高齢社会保健福祉計画

障がい者計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画

健康増進計画
食育推進計画

地域福祉活動計画（松田町社会福祉協議会）



松田町ふれあい計画 施策の体系

ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町

計画の理念

身近な地域における福祉活動の推進

二つの目標

住民主体によるささえあいのある地域づくり

地域福祉を支える関係者と協働する地域づくり

7つの重点項目

地域で日常的に交流できる居場所づくり・福祉活動への住民参加の推進

各分野における地域福祉の担い手の育成と支援

子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられる地域づくり

住民の権利擁護の推進

制度の狭間や地域の課題の把握、解決に向けた包括的な支援体制の整備と推進

地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりと協働の推進

地域住民の福祉活動を支える公的役割（自助・互助・共助を補完する公助へ）

取り組み

- 「地域の茶の間」の設置と活動の支援
- 地域コミュニティ活動の充実
- コミュニティ施設の有効活用
- 小地域福祉活動への支援

- ふれあい相談員の育成と活動の支援
- 地域における人材の育成と地域活動の継続に必要な支援
- 地域で活躍している人材の分野を超えた交流や情報共有
- 「地域の茶の間」の設置と活動の支援（再掲）
- ボランティアセンター機能の充実と、体験学習、各種ボランティア養成講座の充実

- 地域支援事業の充実
- 介護予防事業の推進
- 終活支援事業の推進
- 母子保健事業の充実と推進
- ファミリーサポートセンター・子育て支援センター事業の充実
- 福祉教育の推進
- 児童援護事業の充実
- 障害者総合支援法によるサービスの推進
- 障がい者、障がい者団体等への支援
- 障がい者への理解の促進と自立への社会環境づくり
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用の推進
- 多様な主体による生活支援の提供
- 世代間交流事業や地域活動への支援
- 「安全・安心」のしくみづくり
- 災害ボランティアセンター機能の充実
- 相談機関の充実・強化と地域の関係機関も含めた連携
- 地域・関係機関との連携
- 生活支援体制整備事業の推進
- 認知症サポーターの養成、育成
- 病児保育室の周知及び内容の充実

- 虐待防止対策の推進（再掲）
- 成年後見人との連携や、法人後見事業の推進
- 松田町自殺対策計画の策定
- 松田町成年後見制度利用促進計画の策定
- 成年後見制度等の利用の推進のための体制づくり
- ゲートキーパーの養成・育成

- 保健・医療・福祉の連携
- 地域で活躍している人材の分野を超えた交流や情報共有（再掲）
- 福祉活動団体が協働する体制づくり
- 相談機関の充実・強化と地域の関係機関も含めた連携（再掲）

- 情報提供体制の充実
- 福祉活動団体が協働する体制づくり（再掲）
- 情報共有の推進
- 福祉教育の推進（再掲）

- 地域福祉活動団体に対する助成
- 小地域福祉活動への支援（再掲）
- 共同募金運動をととした地域づくりの推進と被災地支援
- 地域コミュニティ活動に対する支援
- 生活援護事業